

令和3年3月2日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 小高 徹

令和元年(ワ)第300号慰謝料請求事件

口頭弁論終結日 令和2年12月15日

判 決

G-1st

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

被 告 み な か み 町

同 代 表 者 町 長 鬼 頭 春 二

同訴訟代理人弁護士 増 田 智 之

同訴訟代理人弁護士 山 崎 由 恵

同訴訟代理人弁護士 川 住 岳 央

同訴訟復代理人弁護士 小 林 浩 崇

主 文

- 15 1 原告の請求を棄却する。
- 2 告の請求を棄却する。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、10万円を支払え。

20 第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告の職員らが包囲網として共謀して職権を濫用し、原告に
対して後述する不法行為を繰り返したなどと主張して、被告に対し、国家賠償法
1条1項、4条、民法709条、710条、715条、719条に基づき、慰謝
料3000万円のうち10万円の支払を求める事案である。

2 本件の前提となる事実（当裁判所に顯著な事実、後掲の証拠及び弁論の全趣旨
により容易に認められる事実）は、以下のとおりである。

- (1) 原告は、みなかみ町に居住する住民である（弁論の全趣旨）。
- (2) 原告は、平成22年11月30日頃、被告に対して、同日付「異議申立」と題する書面（以下「本件送付書面」という。）を送付した（甲2、弁論の全趣旨）。
- (3) 原告は、平成29年1月23日、被告の役場を訪れ、被告の総務課の原澤総務課長と話をした（甲4の1、4の2）。
- (4) 原告は、平成29年10月23日、原澤総務課長と電話で話をした（甲6の1ないし7の2、弁論の全趣旨）。
- (5) 原告は、平成29年10月30日、被告の農政課の獣害対策センター（以下、単に「獣害対策センター」という。）の職員であるタムラ（以下「タムラ職員」という。）と電話で話をした（甲9の1、9の2）。
- (6) 原告は、平成29年12月26日、被告に対し、平成26年から平成29年までの間の鳥獣許可申請一覧表及び鳥獣捕獲許認可台帳の写しの交付を請求した（以下「本件開示請求」という。）。

被告は、同日、原告以外の個人を特定できる部分については、みなかみ町情報公開条例（以下「本件条例」という。）7条2号を理由として開示しないとして、一部開示決定をし（以下「本件一部開示決定」という。），原告に開示された鳥獣捕獲許認可台帳については、「氏名」、「住所」、「職業」及び「生年月日」の各欄の記載がマスキングされていた（以下「本件一部開示」という。）。本件条例の内容（一部抜粋）は、別紙のとおりである（以上について、甲10、乙2、7、弁論の全趣旨）。

- (7) 原告は、平成31年4月3日、獣害対策センターの職員であるイヒラ（以下「イヒラ」職員という。）と電話で話をした（甲12の1、12の2）。
- (8) 原告は、平成31年4月12日、被告に対し、「みなかみ町・獣害対策センター（みなかみ町布施365）への確認事項（再送）」と題する書面（以下「本件確認書面」という。）をファックス送信した（甲15、弁論の全趣旨）。

(9) 原告は、令和元年6月13日、本件訴えを提起した(当裁判所に顯著な事実)。

第3 本件の争点及び当事者の主張

本件の争点は、不法行為の成否及び原告の損害の有無・金額であり、これらの争点についての当事者の主張は以下のとおりである。

1 不法行為の成否

(原告の主張)

以下に詳述するとおり、被告の職員は、包囲網として共謀して職権を濫用し、原告に対する不法行為を行った。

(1) 不当な強制執行及びこれに関する記録の隠蔽(以下「原告主張行為①」という。)

被告は、平成22年末頃、被告が賦課した税に対する原告の異議申立てに対して適切に対応することなく、同年末又は平成23年頃、原告に対し、上記の税について、不当に強制執行を行った。

さらに、被告は、上記の強制執行に関する記録を隠ぺいした。

(2) 原告の獣銃被害の訴えへの不対応(以下「原告主張行為②」という。)

ア 原告は、平成29年1月23日、原澤総務課長に対し、狙撃グループの原告に対する脅迫や、他のみなかみ町民に被害が生じる恐れを伝え、狙撃グループの取締り及び沼田署の監督を要請したにもかかわらず、被告は、それらを行わなかった。なお、沼田署の監督とは、違法な発砲行為があったことを前提として、沼田署に対し、なぜ違法な発砲と取り扱わないのかと問い合わせなかつたことをいうものである(イ及びウにおいて同じ)。

イ また、原告は、平成29年10月23日、原澤総務課長に対し、狙撃グループの原告に対する脅迫や、他のみなかみ町民に被害が生じる恐れを伝え、狙撃グループの取締り及び沼田署の監督を要請したにもかかわらず、被告は、それらを行わなかつた。

ウ さらに、原告は、平成29年10月30日、獣害対策センターのタムラ所

長（なお、タムラ職員とは別の者である。）に対し、同月22日に銃声があったこと、狙撃グループの原告に対する脅迫や、他のみなかみ町民に被害が生じる恐れを伝え、狙撃グループの取締り及び沼田署の監督を要請したにもかかわらず、被告は、それらを行わなかった。なお、タムラ所長が、①この当時、原告が原澤総務課長に上記ア、イのような要請をしていることを知っていたこと、②タムラ所長自身、上記の銃声について、発砲をした猟友会の会員は確認できない旨回答したが、そうであれば尚更、猟銃の悪用による原告への脅迫や他のみなかみ町民への被害が生じる恐れがあったということができることからすれば、上記の取締りや監督が行われるべきであったといえる。

(3) 発砲許可に係る特例の増発（以下「原告主張行為③」という。）

被告は、平成27年以降、原告が居住する吉平地区における、発砲の許可に係る特例を増発し、狙撃グループの原告に対する脅迫に加担した。

(4) 原告の開示請求に対する一部不開示（以下「原告主張行為④」という。）

被告は、原告の本件開示請求に対して本件一部開示決定及び本件一部開示をし、許可を受けた者の氏名、住所、職業及び生年月日を開示せず、原告の告訴を妨害した。

原告は狙撃グループからの脅迫による被害者なのであるから、上記の非開示部分は開示されるべきであった。

(5) 猟友会会長の連絡先の不開示（以下「原告主張行為⑤」という。）

原告は、平成31年4月3日、イヒラ職員に対し、地元の猟友会会長である高橋和俊（以下「訴外高橋」という。）の連絡先の開示を求めたが、イヒラ職員はこれに応じず、原告の告訴を妨害した。

(6) 発砲許認可権限の確認に対する不回答（以下「原告主張行為⑥」という。）

被告の職員は、以下のとおり、原告が、発砲許可の法的根拠について確認したにもかかわらず、回答しなかった。

ア 平成31年4月12日、原告は本件確認書面を送信したが、回答しなかつた。

イ 令和元年10月4日、原告が、タムラ職員との通話において、上記内容について尋ねたが回答をせず、同日、原告が、被告の役場においてヤマギシ総務課長に対し、上記内容について尋ねたが、やはり回答をしなかつた。

5 (被告の主張)

(1) 原告主張行為①について

否認し争う。

10 当時、原告から、警察に対する不満を理由として町県民税の納付を拒否する旨の書面を受領したことはあったが、異議申立てがされたとの事実はなく、被告の対応には何ら問題はない。

また、原告に対して平成22年末又は平成23年末頃に強制執行が行われた事実はなく、したがって、これに関する記録を隠ぺいした事実もない。

以上のとおり、被告に不法行為は成立しない。

15 (2) 原告主張行為②について

ア 平成29年1月23日のやり取りについて、原告が主張する脅迫等の事実が存在するか否かはそもそも不明であって、被告による狙撃グループの取締りや沼田署の監督は問題となり得ず、いずれにしても被告に不法行為は成立しない。

20 イ 平成29年10月23日及び同月30日のやり取りについて、原告が主張する脅迫等の事実が存在するか否かはそもそも不明であって、被告による狙撃グループの取締りや沼田署の監督は問題となり得ない上、被告は、念のため猟友会に事実確認をしたが、原告が主張するような事実の存在は確認できなかつたのであり、いずれにしても被告に不法行為は成立しない。

25 (3) 原告主張行為③について

否認し争う。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律9条1項の鳥獣の管理目的で行う鳥獣の捕獲等の許可は、地方自治法252条の17の2第1項、群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例2条1項、別表第1の15において、各市町村が処理することとされているところ、かかる許可が吉平地区において増発されたとの事実はそもそも存在せず、被告に不法行為は成立しない。

5 (4) 原告主張行為④について

被告は、本件条例7条2号柱書本文に基づき、鳥獣捕獲許認可台帳に記載された氏名、住所、職業及び生年月日を不開示にしたものであり、その対応に何ら問題はなく、被告に不法行為は成立しない。

10 (5) 原告主張行為⑤について

被告には、原告に対し、訴外高橋の同意なくその連絡先を開示する権限はなく、原告が主張する発砲の事実を確認できない中でそのような対応をしなければならないとはいはず、被告の対応について不法行為は成立しない。

15 (6) 原告主張行為⑥について

ア 本件確認書面について、被告に回答義務はない上、また、本件確認書面の記載内容からは、原告が被告に対して回答を求めている事項は明らかでなく、いずれにしても被告に不法行為は成立しない。

イ 令和元年10月4日の原告とタムラ職員との間の通話及び原告とヤマギシ総務課長との間のやり取りについてはいずれも不知。仮に何らかのやり取りがあったとしても、被告に回答義務がないことは上記アと同様であり、このことは、原告の質問が、既に本訴訟が提起され被告に訴訟代理人弁護士が就いていたにもかかわらず、この代理人弁護士を通すことなく行われたものであることからすればなおさらであり、いずれにしても被告に不法行為は成立しない。

25 2. 損害の有無・金額

(原告の主張)

原告が被告の不法行為によって被った精神的損害に対する慰謝料は3000万円が相当であり、本訴訟ではそのうちの10万円を請求する。

(被告の主張)

否認し争う。

第4 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 原告は、平成22年7月22日頃、被告に対し、町県民税の支払を拒む旨を記載した同日付書面を送付した（甲13、弁論の全趣旨）。
- (2) 被告は、平成22年10月5日頃、原告に対し、同日付「平成22年7月22日付 異議申立について（回答）」と題する書面（以下「本件回答書」という。）により、被告が賦課した町県民税に誤りはなく正当であるから、定められた納期に納入するよう求めた（甲13）。
- (3) 原告は、平成22年11月30日頃、被告に対し、本件送付書面を送付した。本件送付書面には、本件回答書には全く納得できない、原告が受領した平成22年11月19日付町税納付催告書及び同月22日付町税督促状に対し異議を申し立てるとした上で、その理由として、要旨、①被告が事実確認を怠っていること、②原告が訴えている警察による未曾有の人権侵害被害に対する救済方法の提示がないこと、③原告が求めているような、徴税機関としての監督責任、地域住民の相談窓口としての役割についての自覚があるのかについて明確な返事をしてもらいたいこと、④思考停止を装った職務放棄はやめてもらいたいこと、⑤被告が送付する書面については担当者名を記載してもらいたいことが記載されているとともに、「今後の交渉窓口は東村山市とさせていただきたいと思います。」、「みなかみ町にも必要な経過報告は入れさせていただきま

す。そもそもその原因を考えれば、元々東京で生じた話なのですから。群馬県の皆さんにご迷惑をかけるつもりはありません。事務的に転送されて来た納付書を見て無性に腹が立った、それだけのことです。無視されていると思えば自ずと表現もきつくなります。あしからずご了承ください。」と記載されていた（甲2、弁論の全趣旨）。

- 5 (4) 原告は、平成29年1月10日頃、被告に対し、同日付「警察組織に対する行政機能発揮による監督の依頼」と題する書面を交付した。

この書面には、原告が平成25年の初め頃にハンターから至近距離での発砲を受け、その後も通り道に動物の死骸や血液を大量にまかれるなどの嫌がらせを受け続け、脅迫をされたことについて、警察は原告の届出を無視して事件性を否定し続けていること、行政組織には警察に対する監督責任があるなどとした上で、被告に対し、原告が警察との間で獵銃脅迫事件と騒音被害をテーマとして正式な話し合いをするための場をセッティングしてもらいたい旨の要望が記載されている（以上について、甲3、弁論の全趣旨）。

- 10 (5) 原告は、平成29年1月23日、被告の役場を訪れ、原澤総務課長と話をした。原告は、警察が対応しないと他の住民にも自分と同じ危険が及ぶ可能性がある旨述べ、原澤総務課長は、先般、原告が警察に対して指導をしてほしいという話をされたが、被告が自治体として警察に対して捜査を指揮するといったことができるとは思えないと述べるとともに、被告から警察に何らかの情報提供をすることはできるとしても、それは既に原告が警察に対してやっていることだと思うなどと述べたところ、原告は、被告と警察とが一堂に会することが必要であると思っている旨述べるなどし、原澤総務課長は、警察組織そのものは被告が設置している組織ではないことや、被告が原告から聞いていることをそのまま警察に伝えることはできるとしても、警察に対して何かをすべきという形でいうことはできないと思っているなど応じた。その他、原告は、原澤総務課長に対し、人権擁護委員に連絡を取りたいという要望を伝えた（甲4の1、

4の2)。

(6) 原告は、平成29年10月23日、被告の役場に架電し、原澤総務課長と話をした。原告は、昨日、原告宅付近で銃声が数発したこと、そのことについて獣害対策センターに確認したところ、発砲の許可は日にちごとではなく一定の期間という形で行っている旨説明されたこと、そのような対応では、発砲により脅迫されているとの原告の訴えが放置されていることになり何の意味もないこと、被告が故意に放置しているのであればそれは脅迫になることなどを述べ、原澤総務課長は、そういう意図はない旨説明した。また、原告は、昨日の発砲に関する許可をした日と許可に係る期間を確認してほしいと求めた。

原澤総務課長は、獣害対策センターに確認をし、その日のうちに、原告に折り返し架電した。原澤総務課長は、許可に係る期間は平成29年10月1日から同年12月31日までのようにあると説明したところ、原告が、自分の訴えが全く反映されていない結果になっていると思うがその点についてはどうのように考えるのか、自分は殺人を示唆する脅迫を受けていると主張し、その旨を明確に記載した書面も交付しているなどと述べ、原澤総務課長は、回答のしようがないと感じ、原告は、本来は警察が機能すべき話だが機能していない以上は原告の立場としては自治体しかない旨述べ、原澤総務課長は、そのような話については警察にお願いするしかないと思う旨説明し、原告は、これを放置すればいつ誰が自分と同じ目にあうかもしれないなどと述べ、原澤総務課長は、放置というよりはあくまでも有害鳥獣の駆除を行っているということではないかと思う旨述べ、これに対して原告は、治安が喪失している異常な事態であり原告がSOSを発信しているにもかかわらずそれを無視するのは大変重大な問題になると思っている、嫌疑が晴れるまでは無条件に近づかないように命じるのが自治体として当たり前ではないかと問い合わせ、原澤総務課長は、申し訳ないがどのように回答すればよいか分からぬ旨述べた（以上について、甲6の1ないし7の2、弁論の全趣旨）。

5 (7) 原告は、平成29年10月24日、獣害対策センターに架電し、職員であるイシダと話をした。原告は、午後3時から3時半頃にかけて4回の銃声があつたが、誰が撃ったものなのかを確認してもらいたい、仮に該当する者が確認できないということになるとそれは違法な発砲ということになるなどと述べ、イシダは、センター長に伝える旨応じた（甲8の1、8の2）。

10 (8) 原告は、平成29年10月30日、獣害対策センターに架電し、タムラ所長と話をした。原告は、同月22日の銃声は実際の発砲によるものだと思うが、録音された銃声が再生された可能性もあるなどと述べ、タムラ所長は、獵友会に問い合わせたが、原告が主張する時刻の発砲は確認できなかつた旨説明し、原告は、録音された銃声が再生された可能性もあるが、本物の銃声に間違はないと思っている旨述べた（甲9の1、9の2、弁論の全趣旨）。

(9) 原告は、平成29年12月26日、本件開示請求をし、被告は、同日、本件一部開示決定をするとともに、本件一部開示をした（前記前提事実(7)）。

15 (10) 原告は、平成30年1月9日、獣害対策センターに架電し、タムラ職員と話をした。原告は、同月3日に4発ほど銃声があつた、自身が訴外高橋の属するグループから脅迫を受けていると主張をしていることは知っているか、そのことについて被告は取締りなどの対応はしているのかなどと述べ、タムラ職員は、そういう話は総務課長としてもらった方がよいと思う、今は狩猟期なので危険がない限り発砲は禁じられていないなどと述べ、原告は、被告としては特段の申入れなどはしていないということでよいか確認し、タムラ職員はそうですねと応じ、原告は、そのことに関して警察から照会を受けるなどした事実はないか確認し、タムラ職員は、今のところ照会は受けていないと回答した（甲11の1、11の2）。

20 (11) 原告は、平成31年4月3日、獣害対策センターのイヒラ職員と電話で話をした。原告が、訴外高橋の連絡先を開示するよう求めたところ、イヒラ職員は、個人情報なので本人の同意がなければ教えることはできないと説明し、原告

は、自分は訴外高橋の脅迫罪を訴えている、訴外高橋の発砲は暴行罪にも当たるとともに狩猟法にも違反しており違法性は明らかであるにもかかわらず警察はそれを隠ぺいし職権濫用している、被告がそれを見過ごしてよいのかなどと述べ、イヒラは、その話と個人情報を開示してほしいという話は違う話であると思う旨述べ、原告はその対応に納得せずさらに問い合わせるなどしたが、イヒラ職員は原告の求めに応じなかった（甲12の1、12の2、弁論の全趣旨）。

5

(12) 原告は、平成31年4月12日頃、獣害対策センターに対し、本件確認書面をファックス送信した。この書面には、本件一部開示により開示された資料では禁猟期間中の違法な発砲者が開示されておらず、故意の隠ぺいを図るものである、訴外高橋の情報を開示しないことは訴訟の妨害であり新たな不法行為だと思う、原告の求めに対応しない被告が不当である、被告の元町長を含む4名の者の住所氏名の開示を要請する、発砲に関する特例扱いの法的根拠が見当たらない、発砲日時と場所から発砲者を特定することができるのか、といった内容が記載されているが、被告は、この書面に対して特段応答しなかった（甲15、弁論の全趣旨）。

10

(13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律9条1項の鳥獣の管理目的で行う鳥獣の捕獲等の許可は、地方自治法252条の17の2第1項、群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例2条1項、別表第1の15により、被告が処理することとされているところ、平成27年度から平成31年度までの間の年度ごとの当該許可の件数は、それぞれ、79件、92件、73件、72件、119件であり、この間の許可に、吉平地区に限定して許可されたものはない（乙4ないし6、弁論の全趣旨）。

15

20

2 爭点1（不法行為の成否）について

(1) 原告主張行為①について

25

原告は、上記第3の1の原告の主張の(1)のとおり主張する。

前記前提事実及び上記認定事実によれば、平成22年7月頃以降、原告は町

5 県民税の納付を拒絶し、被告はこれに対して税の納付を求めていたという中で、原告は標題を「異議申立」とした本件送付書面を送付したことが認められるものの、その一方で、本件送付書面においては、原告自身、この件についての今後の交渉は被告ではなく東村山市を行い、被告にはその経過報告を行う旨や、群馬県の皆さんに迷惑をかけるつもりはなく、事務的に転送されてきた納付書を見て無性に腹が立つただけである旨を記載していることも認められるのであって、以上からすれば、当時、被告が本件送付書面を事実上送付されたものにすぎないと理解し、直接的に特段の対応をとらなかつたことをもって、原告の権利や法律上保護されるべき利益が侵害されたものとも、被告が原告に対する何らかの義務に違反したものとも評価し難い。そして、本件全証拠によつても、原告に対して平成22年末又は平成23年頃に被告が賦課した税について強制執行が行われたとの事実は認められず、したがつて、その強制執行に係る記録が隠ぺいされたとの事実も同様に認められない。

10 15 以上によれば、原告主張行為①について不法行為が成立するとは認められず、これに反する原告の主張は採用できない。

(2) 原告主張行為②について

ア 平成29年1月23日のやり取りについて

原告は、上記第3の1の原告の主張の(2)のアのとおり主張する。

原告の主張においては、原告が、それ以前に狙撃グループからの脅迫を受けていたことや、そのことにより他の被告の町民にも被害が生じる恐れがあることが前提とされているところ、本件全証拠によつてもかかる事実を認めることはできず、同様に、被告がそのような事実が存在することを前提として対応しなければならなかつたという事情が存在するともうかがわれない。

20 25 この点について、証拠（甲18、19、21）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、平成27年1月11日、至近距離で発砲を受けたことを脅迫と主張し沼田署に対応を求めていたこと、同月26日には猪の死骸が放置されてい

たことをもって狙撃グループから脅迫されていると主張して沼田署に対応を求めていたことが認められるものの、同様に、証拠（甲18、19）及び弁論の全趣旨によれば、沼田署において原告のそれらの訴えは認められなかったことが認められるのであって、本件全証拠によつても、当時の沼田署の対応に特段の問題があつたとはうかがわれない。

以上によれば、平成29年1月23日のやり取りをもつて、原告が主張するように、被告が原告に対して沼田署の監督や狙撃グループの取締りを行う義務を負い、これを怠つたとはいえず、被告に不法行為が成立するとは認められないから、これに反する原告の主張は採用できない。

イ 平成29年10月23日のやり取りについて

原告は、上記第3の1の原告の主張の(2)のイのとおり主張する。

しかしながら、この当時、原告が主張する狙撃グループの原告に対する脅迫や他の被告の町民に被害が生じる恐れがあるとの事実を認めることはできず、被告がそのような事実が存在することを前提として対応しなければならなかつたという事情が存在するともうかがわれないことは上記アと同様であつて、平成29年10月23日のやり取りをもつて、原告が主張するように、被告が原告に対して沼田署の監督や狙撃グループの取締りを行う義務を負つておりこれを怠つたとはいえない（同日のやり取りにおいて、原告は、平成29年10月22日に原告宅付近で銃声がした旨主張しており、証拠（甲21）及び弁論の全趣旨によれば、同日、銃声があつたことはうかがわれるものの、仮に銃声があつたとしても、そのことをもつて直ちに当銃声に係る発砲が原告に対する脅迫であるとは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠もない。）。

以上によれば、被告に不法行為が成立するとは認められないから、これに反する原告の主張は採用できない。

ウ 平成29年10月30日

原告は上記第3の1の原告の主張の(2)のウのとおり主張する。

しかしながら、この当時、原告が主張する狙撃グループの原告に対する脅迫や他の被告の町民に被害が生じる恐れがあるとの事実を認めることはできず、被告がそのような事実が存在することを前提として対応しなければならなかつたという事情が存在するともうかがわれないことは上記アイと同様であつて、平成29年10月30日のやり取りをもつて、原告が主張するように、被告が原告に対して沼田署の監督や狙撃グループの取締りを行う義務を負つておりこれを怠つたとはいえない。

以上によれば、被告に不法行為が成立するとは認められないから、これに反する原告の主張は採用できない。

(3) 原告主張行為③について

原告は、上記第3の1の原告の主張の(3)のとおり主張する。

しかしながら、狙撃グループの原告に対する脅迫との事実を認めることができないことは既に述べたとおりである上、上記認定事実のとおり、平成27年度から平成31年度までの鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律9条1項の鳥獣の管理目的で行う鳥獣の捕獲等の許可件数についてみても、吉平地区に限り許可件数が増加しているといった事実は存在せず、いずれにしても、被告が脅迫に加担したという事実は認められない。

したがつて、被告に不法行為は成立するとは認められず、これに反する原告の主張は採用できない。

(4) 原告主張行為④について

ア 前記前提事実及び上記認定事実のとおり、被告は、原告の本件開示請求に對して、本件一部開示決定及び本件一部開示をし、鳥獣捕獲許認可台帳については、許可を受けた者の氏名、住所、職業及び生年月日を開示しなかつたところ、被告は、上記第3の1の被告の主張の(4)のとおり、本件条例7条2号柱書本文に基づき当該部分を開示しなかつた旨主張する。

本件条例7条及び8条は、公文書の開示の請求に対しては、7条1号ないし7号に該当する部分を除き開示しなければならない旨を定め、同条2号は、その柱書本文において、個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを掲げているところ、鳥獣捕獲許認可台帳における、許可を受けた者の氏名、住所、職業及び生年月日は、その内容からして7条2号柱書本文に当たるということができる。

そして、本件条例7条2号イは、同号柱書本文に当たる場合であっても「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」についてなお開示しなければならない旨定めるものの、狙撃グループの原告に対する脅迫等の事実を認めることができないことは既に述べたとおりであり、他に同号イや、同号ア又はウに該当するかうかがわれる事情や、本件条例の他の条文に基づき上記部分の開示が求められる事情が存在するともうかがわれない。

イ この点について、原告は、自身が脅迫等の被害者である以上開示がされるべきであった旨主張するが、かかる主張が採用できないことは既に述べたとおりである。また、原告は、個人情報の保護に関する法律に言及するなどし、被告による本件一部開示決定及び本件一部開示は本件条例の問題ではない旨主張するようにもうかがわれるところであるが、本件一部開示決定及び本件一部開示は、本件条例に基づき公文書の開示をしたものであって、これらの行為を本件条例を離れて行うべき根拠が存在するとはいはず、その主張は採用の限りでない。

ウ 以上によれば、被告に不法行為が成立するとは認められず、これに反する原告の主張は採用できない。

(5) 原告主張行為⑤について

原告は、上記第3の1の原告の主張の(5)のとおり主張するところ、平成31年4月3日に原告がイヒラ職員に対して訴外高橋の連絡先を開示するよう求めたのに対して、イヒラ職員が応じなかつたことは前記前提事実及び上記認定事実のとおりである。

5 しかしながら、本件全証拠によつても、この当時、被告ないしその職員が、原告の上記要望に応じる義務を負つていたとは認められない。

この点について、原告は、イヒラ職員とのやり取りにおいて、自身は訴外高橋から脅迫されている、警察はそれを隠ぺいして職権濫用しているなどと主張しているが、訴外高橋の原告に対する脅迫との事実が認められず、当時の沼田署の対応に特段の問題があつたとはうかがわれないことについては、既にみた、狙撃グループの原告に対する脅迫との事実を認めることができず、原告のそのような主張に対する当時の沼田署の対応に特段の問題があつたとはうかがわれないことと同様であり、被告が原告の主張するような事実が存在することを前提として対応しなければならなかつたという事情が存在するともうかがわれない。

15 以上によれば、被告に不法行為は成立せず、これに反する原告の主張は採用できない。

(6) 原告主張行為⑥について

ア 平成31年4月12日の本件確認書面について

20 原告は、上記第3の1の原告の主張の(6)のアのとおり主張するところ、平成31年4月12日に原告が本件確認書面を送信したこと、この書面には、原告が訴外高橋の連絡先の開示を要望していることがうかがわれる記載があること、被告はこの書面に対して特段の対応をしていないことは、前記前提事実及び上記認定事実のとおりである。

25 しかしながら、原告の主張の前提とされている脅迫等の事実が認められないことは既に述べたとおりであり、原告の主張はその前提を欠くといわざる

を得ず、その他、本件全証拠によつても、この当時、被告が、本件確認書面に対して回答する義務を負つていたとは認められない。

以上によれば、被告に不法行為は成立せず、これに反する原告の主張は採用できない。

5 イ 令和元年10月4日のやり取りについて

原告は、上記第3の1の原告の主張の(6)のイのとおり主張するが、令和元年10月4日の原告とタムラ職員及びヤマギシ総務課長とのやり取りについては、その有無も含めて明らかでなく、本件全証拠によつても、原告が主張するようなやり取りがあつたとは認められない。

10 さらに、仮に原告が主張するようなやり取りがあつたとしても、原告の主張の前提とされている脅迫等の事実が認められず、原告の主張は前提を欠き、その他、本件全証拠によつても、当時、被告が原告の確認に対して回答する義務を負つていたとは認められないことは、上記アと同様である。

15 以上によれば、被告に不法行為は成立せず、これに反する原告の主張は採用できない。

(7) 小括

以上のとおり、原告が主張する行為について、被告に不法行為が成立することは認められず、この結論は、原告のその余の主張によつても左右されない。

第5 結論

20 よつて、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

前橋地方裁判所民事第2部

裁判官

栗津佑

(別紙)

みなかみ町情報公開条例（一部抜粋）

第1条（目的）

この条例は、町民の知る権利を尊重し、町の保有する公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した公正で開かれた町政の推進に資することを目的とする。

第2条（定義）

1 この条例において「実施機関」とは、町長（水道事業管理者としての町長を含む。）、

教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得し

た文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、決裁、供覧等の手続が終了し、当該実施機関が現に保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

（1）・（2）（略）

第3条（解釈及び運用）

実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利

を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。

第5条（公文書の開示を請求できるもの）

次に掲げるものは、実施機関に対して、公文書の開示（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書に限る。）を請求することができる。

（1） 庁内に住所を有する者

（2）ないし（5）（略）

第6条（開示請求の手続）

1 前条の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

5 (1)・(2) (略)

2 (略)

第7条（公文書の開示義務）

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書の開示をしなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

20 ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ (略)

25 (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつ

て、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

5 (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5)ないし(7) (略)

第8条（部分開示）

1 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

20 第9条（公益上の理由による公文書の開示）

実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書の開示をすることができる。

第11条（開示請求に対する措置）

25 1 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書

面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき又は開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

これは正本である。

令和3年3月2日

前橋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 小 高

